

※**㊦**マークの記載があるイベントは参加申し込みが必要です。

## 知っていますか 森林関係の届出

### ◆売買や相続などにより、森林の土地を取得したとき

**【届出の名称】**  
森林の土地の所有者届出書

**【届出義務者】**  
森林の土地を取得した者

**【届出先】** 農林振興課

### ◆森林の立木を伐採するとき

**【届出の名称】**  
伐採及び伐採後の造林の届出書

**【届出義務者】** 森林所有者など

**【届出先】** 農林振興課

### ◆水源地域内で森林の売買などの契約をしようとするとき

**【届出の名称】**  
土地の所有権等の移転等の届出書

**【届出義務者】**  
水源地域内の土地所有者（売主）

**【届出先】** 三重県伊賀農林事務所  
(三重県伊賀庁舎5階)  
☎ 24-8142 FAX 24-8112

届出の様式や各制度の内容は、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。また、各法令や森林法の保安林制度などに基づく、許認可が必要な場合がありますのでご確認ください。

**【問い合わせ】** 農林振興課  
☎ 22-9712 FAX 22-9715

## 防災行政無線の 試験放送

緊急地震速報訓練のため、市内一斉に試験放送します。

**【とき】** 11月5日(火) 午前10時  
**【ところ】** 市内全域  
**【放送内容】**

「ただ今から訓練放送を行います」→(チャイム音)→「緊急地震速報、大地震です。大地震です」→「これで訓練放送を終わります」

**【問い合わせ】** 防災危機対策局  
☎ 22-9640 FAX 24-0444

## パブリックコメント (ご意見) 募集

### ◆第3期伊賀市中心市街地活性化基本計画

令和6年度末に策定をめざす「第3期伊賀市中心市街地活性化基本計画」について、市民の皆さんの意見を募集します。

**【閲覧方法】**  
○市ホームページ  
○本庁舎 1階ロビー  
○本庁舎 3階中心市街地推進課  
○各支所  
○各地区市民センター

**【提出方法】**  
住所・氏名・電話番号・件名・意見(「該当箇所」とそれに対する「意見内容」)を明記の上、下記まで  
※提出いただいた意見・提案は計画策定の検討資料とし、市ホームページで公表します。  
※個別の回答はしません。  
※いただいた意見書などは返却しません。

**【提出期限】** 11月5日(火) 必着

**【申込先・問い合わせ】**  
中心市街地推進課  
☎ 22-9825 FAX 22-9695  
✉ shigaichi@city.iga.lg.jp

## 宝くじ収益金の 社会貢献

ハロウィンジャンボ宝くじ(市町村振興宝くじ)の収益金は、市町が行う防災対策や、道路、公園、文化施設、福祉施設の整備、地域医療の充実支援など、よりよいまちづくりのために使われます。

**ハロウィンジャンボ5億円**  
(1等3億円・前後賞各1億円合わせて)

**ハロウィンジャンボミニ5千万円**  
(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

**9月17日(火)2種類同時発売!**  
各1枚 300円  
発売期間 9/17(火)~10/17(木)  
公益財団法人三重県市町村振興協会

**【問い合わせ】**  
(公財)三重県市町村振興協会  
☎ 059-225-2138

## 社会保険の適用範囲が 拡大されます

令和6年10月から、従業員数51人~100人の企業などで働くパート・アルバイトの人が新たに社会保険の適用になります。現在、国民健康保険に加入している人で、新たに社会保険の適用を受けた場合は、国民健康保険の喪失手続きが必要となります。

また、お手元に特定健康診査の受診券が届いている人で、新たに社会保険の適用を受けた場合は、適用を受ける日以降は受診券を使用することができませんのでご注意ください。

ご自身が社会保険の適用対象となるかはお勤め先にご確認ください。

**【問い合わせ】** 保険年金課  
☎ 22-9659 FAX 26-0151

## 三重県最低賃金改定

### 【令和6年10月1日から】

**時間額 1,023円(50円引上げ)**  
この最低賃金は、年齢・雇用形態(パート・アルバイトなど)を問わず、三重県内で働くすべての労働者に適用されます。

ただし、特定の産業に該当する事業場で働く労働者には、特定(産業別)最低賃金が適用されます。

**【問い合わせ】**  
○三重労働局労働基準部賃金室  
☎ 059-226-2108  
○伊賀労働基準監督署  
☎ 21-0802  
○商工労働課  
☎ 22-9669

### ＼22ページの答え／

**③西蓮寺**  
キリスト像削取の痕跡を隠匿するための擬装文字つき灯笼が発見されたのは、伊賀では、西蓮寺だけです。

※設問と回答は「伊賀学検定370問ドリル」(上野商工会議所発行・伊賀学検定実施委員会編集)から抜粋

## 10月4日は 都市景観の日

国では、良好な景観形成に関する意識啓発のために10月4日を「都市景観の日」と定めています。また、市では、伊賀市景観計画を策定し伊賀市の景観に愛着や誇りを持っていただくよう努めています。

計画では、一定規模以上の建築行為を行う場合、届出が必要で色彩や形態などに制限を設けています。上野城下町地域の一部は重点区域に指定され、より厳しい制限がありますので、重点区域で建築行為を行う場合は、事前にご相談ください。

**【問い合わせ】** 都市計画課  
☎ 22-9731 FAX 22-9734

## イガ アーバンスポーツパーク 実証実験期間延長

現在、実証実験中の「イガ アーバンスポーツパーク」は、1年を通して潜在的なニーズや課題などを検証するため、期間を令和7年3月31日まで延期します。

**【利用時間】**  
午前9時~午後6時30分  
**【ところ】** しらさぎ運動公園  
第2駐車場内特設会場  
(下友生 3032)

**【問い合わせ】** スポーツ振興課  
☎ 22-9635 FAX 22-9694

## 「広報いが」 広告募集中

**【掲載料】**  
1枠(縦5cm×横9cm):2万円  
**【申込期限】**  
発行日2カ月前  
**【問い合わせ】**  
秘書広報課  
☎ 22-9636  
FAX 24-7900

## 伊賀市地下水保全条例にかかる 届出・報告

市では、「伊賀市地下水保全条例」に基づき、地下水の保全に向け、揚水施設の設置状況や取水量を把握する取り組みとして、一定の要件に該当する事業者へ届出と取水量のご報告をいただいています。該当の事業所は忘れずご報告をお願いします。提出様式など詳しくは市ホームページをご確認ください。

**【対象事業者】**  
次のすべてに当てはまる事業所(一般家庭で井戸や動力を用いない場合は対象外)  
○動力を用いて地下水を取水している。  
○事業の用に供している。  
○揚水機の吐出口が断面積19平方センチメートル以上である。(おおよそ直径5cm)  
※複数吐出口がある場合はその断面積の合計

**【届出が必要なとき】**  
揚水施設の新設・変更・廃止などの場合  
※既に地下水を取水している場合も含む。

**【報告が必要なとき】**  
届出をした場合、4月1日~9月30日(上半期)の取水量など(10月31日まで)、10月1日~翌年3月31日(下半期)の取水量など(4月30日まで)

**【問い合わせ】** 生活環境課  
☎ 22-9624 FAX 22-9641

## 10月15日(火)~21日(月)は 違反建築防止週間

違反建築のない安全で安心なまちづくりのためのルールを守りましょう。新築時は適法でもその後の改修(建築確認が不要な場合も含む。)や用途(使い方)の変更により違反建築物になってしまう場合があります。違反建築物は地震や台風などの災害に対して安全性が十分でないことがあります。

改修などの際には、事前に建築士にご相談ください。

**【問い合わせ】** 建築課  
☎ 22-9732 FAX 22-9734

## 納税通知書用封筒に 広告を掲載しませんか

**【対象者】** 民間事業者・公共団体  
**【掲載箇所】** 封筒の裏面  
**【募集枠】** 各封筒につき1枠  
**【募集する封筒の種類と広告掲載料】**

| 名称                    |          |     |
|-----------------------|----------|-----|
| 発送時期                  | 発送数(予定)  | 掲載料 |
| 市民税・県民税・森林環境税納税通知書用封筒 |          |     |
| 令和7年6月中旬              | 約20,000通 | 2万円 |
| 軽自動車税納税通知書用封筒         |          |     |
| 令和7年5月上旬              | 約32,000通 | 3万円 |
| 固定資産税納税通知書用封筒         |          |     |
| 令和7年4月上旬              | 約46,000通 | 5万円 |

**【広告の規格】**  
大きさは縦70mm×横80mm、色は黒一色、広告主の名称と連絡先を明記したもの(原稿はeps形式)



広告掲載イメージ  
**【申込方法・掲載の決定方法】**  
詳しくは市ホームページをご覧ください。

**【申込期間】**  
10月30日(火)~11月13日(水)  
**【申込先・問い合わせ】** 課税課  
☎ 22-9614 FAX 22-9618  
✉ kazei@city.iga.lg.jp

## 行政だより「ウィークリー伊賀市」 市公式YouTubeチャンネルで配信中!



**【問い合わせ】** 秘書広報課  
☎ 22-9636 FAX 24-7900